

議 事 録	
件 名	第2回 門真市古川橋駅北地区事業推進調査業務委託候補者選定委員会
日 時	令和3年10月8日(木) 午前9時30分から
場 所	門真市役所本館2階 大会議室
出 席 者	(委 員) 真砂まちづくり部次長、平山都市政策課長、高岡建築指導課長、 橋本道路公園課長、長光地域整備課長 (事務局) 見通市民文化部参事兼まちづくり部地域整備課参事、 浦地域整備課課長補佐、高橋地域整備課主任、上村地域整備課主任、 水野地域整備課主査、榊原地域整備課係員
議 題	1 開 会 2 会議の公開・非公開について 3 経過報告 4 本日の進め方について 5 提案書によるプレゼンテーション審査 6 結果報告及び委託候補者の決定 7 今後のスケジュール 8 閉 会
傍 聴 者 数	— (非公開のため)
担 当 部 署	(担当課名) 地域整備課 地域整備グループ (電 話) 06-6902-6311 (直通)
内 容	<p><開 会></p> <p>【事務局】</p> <p>定刻となりましたので、ただ今より、第2回 「門真市古川橋駅北地区事業推進調査業務委託候補者選定委員会」を開催させていただきます。</p> <p>私は、地域整備課の榊原でございます。よろしくお願ひ致します。</p> <p>本日は、皆様大変お忙しいところ、ご出席賜り誠にありがとうございます。</p> <p>委員5名中5名のご出席をいただいております。本委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の資料は、事前にお配り致しました参加事業者の提案書に加えまして、「次第」と「資料5 審査基準表」を配布させていただいております。</p> <p>また、「次第」に記載しております「資料1」～「資料5」につきましては、地域整備課Gの受け渡しフォルダに「門真市古川橋駅北地区事業推進調査業務委託候補者選定委員会」のフォルダを格納しており、その中に「第2回」というフォルダがございますので、タブレットからのご確認をお願いいたします。</p> <p>なお、提案書、審査基準表につきましては、本日の委員会終了後に事務局にて回収させていただきますので、ご了承ください。</p>

それでは、早速でございますが、議事に移らせていただきます。真砂委員長宜しくお願い致します。

<会議の公開・非公開について>

【委員長】

それでは、次第に従いまして進めてまいります。はじめに案件「会議の公開・非公開について」事務局より説明をお願い致します。

【事務局】

それでは「資料1 審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）」及び「資料2 門真市情報公開条例（抜粋）」をご覧ください。

「同指針」第3条におきまして、審議会等の会議は「公開」するものとしておりますが、本委員会の議事につきましては、その内容の多くが「門真市情報公開条例」第6条第2号のア、法人その他の団体に関する情報であり「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある」ことから「不開示情報」に該当すると考えられますので、事務局としたしましては、「非公開」とすることが適当であると考えております。

また、本選定委員会の「会議録」につきましては、候補者が決定された後に会議録を公開します。また会議録の作成につきましては、門真市情報公開条例の第6条各号に掲げる、「不開示情報」に該当する情報について十分に配慮した上、作成したいと存じます。

説明は以上でございます。

【委員長】

ただいま事務局より、この会議は非公開とし、議事録は公開ということで、ご提案がございましたが皆様、ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

（異議なしとの声）

【委員長】

それでは、本委員会の会議については、非公開とし、議事録は公開として進めていきたいと思っております。

<経過報告について>

【委員長】

続いて、「経過報告」に移りたいと思っております。この件に関しまして、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

それでは、「資料3 第1回委員会からの経過報告」をご覧ください。

令和3年9月9日(木)の「第1回選定委員会」終了後、ご意見いただいた募集要項等について修正をさせていただきます上で、9月10日(金)に「募集要項等」を公表いたしました。その後、「質問事項の受付」を「9月13日(月)から9月15日(水)まで」行いましたところ、3件の質問がございました。これらに対する回答を、9月17日(金)に、ホームページにて公開しております。続いて、「9月21日(火)から9月24日(金)まで」「参加表明の受付」を行いましたところ、2社より「参加表明」の提出がありました。事務局にて「参加資格の確認」を行い、2社ともに参加資格を満たしていることを確認できましたので、9月28日(火)付けで「参加資格の確認結果通知」を各社へ行いました。その後、「9月29日(水)から10月5日(火)まで」「提案書類の受付」を行い、参加表明のあった2社より提案書の提出がありました。説明は以上でございます。

【委員長】

ただいま事務局より報告のあった「経過報告」に関しまして、委員の皆さん、何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

【各委員】

(意見質問なし)

<本日の進め方について>

【委員長】

続きまして、「本日の委員会の進め方」に移りたいと思います。この件に関しまして、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは「資料4第2回委員会の進め方」をご覧ください。

まず、本日のタイムスケジュールについてご説明させていただきます。本件、「本日の進め方について」が終わりましたら、その後、各社の「プレゼンテーション及び質疑応答」を予定しております。

1番目の「K社」につきましては、9時50分頃から15分間の「プレゼンテーション」を行っていただき、その後、10分間の「質疑応答」となります。終わりましたら、2番目の「D社」につきましても、同様に、10時25分頃から15分間の「プレゼンテーション」を行っていただき、その後、10時40分頃からの10分間の「質疑応答」となります。両グループとも終わりましたら、約5分間の休憩を取らせていただき、11時頃から20分程度で、意見交換を行っていただき、「採点」を行っていただきます。その後、事務局が採点の集計を行います。11時50分頃、事務局より「審査結果」を報告させていただきます、「委託候補者」を決定し、12時頃の「委員会終了」を予定しております。本日のタイムスケジュールについては、以上でございます。次のページをご覧ください。本日の議事の進め方についてご説明させていただきます。まず、「プレゼンテーション及び質疑応答の進め方」についてです。まず、事務局において、事業者を控室から本会場にお連れし、準備を行うよう指示します。準備完了後、事務局からの「始めてください」を合図に、プレゼンテーション(15分)を開始します。なお、終了2分前にベル

を1回、プレゼンテーション時間終了時に2回、それぞれ鳴らします。プレゼンテーションの途中であっても、所定の時間が経過した時点で終了とし、速やかに質疑応答に移行します。質疑応答は、時間は10分間ですが、10分経過後も最後の質疑応答の途中であれば、その質疑応答が終了した時点で終了といたします。そして、片付け（3分）をしていただき、退場となります。続いて、「審査等の進め方」についてです。まず、プレゼン内容の評価（意見交換）を行っていただき、「審査基準表」に採点（署名も記入）を行っていただきます。その後、事務局にて採点結果を集計し、最終結果を確認していただき、委員会の結果として採用させていただきます。

「本日の進め方について」の説明は、以上です。

【委員長】

ただいま事務局より説明のあった「本日の委員会の進め方」に関しまして、委員の皆さん、何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

【各委員】

（意見質問なし）

<K社 プレゼンテーション及び質疑応答>

【委員長】

それでは、「プレゼンテーション及び質疑応答」を開始したいと思います。

【事務局】

まず、K社に入室していただき、準備をしていただきます。しばらくお待ちください。

（K社 入室及び準備）

【事務局】

準備が整ったようですので、「プレゼンテーション審査」を始めます。

プレゼンテーションの時間は15分間で、終了2分前にベルを1回、時間終了時に2回を鳴らします。速やかにプレゼンテーションを終了してください。

説明等の途中であっても、所定の時間が経過した時点で終了となり、質疑応答に移行します。

また、プレゼンテーションの終了後、10分間の質疑応答に移りますが、プレゼンテーションと同様に、終了2分前にベルを1回、時間終了時に2回鳴らします。

10分が経過した時点または質問回答のやり取りが終了した時点で終了となります。

それでは「プレゼンテーション」を始めてください。

（K社 プレゼンテーション）

【委員長】

「プレゼンテーション」については終了しました。

続きまして、「質疑応答」に移らせていただきます。時間は10分間です。

委員の皆様におかれましては質問内容、応募者におかれましては回答について、簡潔に、述べていただきますよう、よろしくお願いいたします。

(K社 質疑応答)

【委員】

事業の提案ありがとうございます。私の方から質問させていただきたいのですが、今回の業務趣旨でございます、「新たな密集市街地再生のあり方の検討」を行う事がこの業務の目的でございます。新たな密集市街地の再生方針として、再生の方針例をいくつか挙げていただいているんですけども、今回提案書に書かれている再生の方針以外の、方針例があれば教えていただければと思います。

【K社】

割と網羅的には書いてはいるんですけども、もう少し書きたかったなと思うところとしては、地元の不動産会社さん、これは実際にお話をして、どこまでの役割を担えるかというところがあるんですけども、実は密集市街地の再生というものは、非常に不動産活用の観点から進めていくことが、規制誘導型は非常に重要となってきますので、そこを積極的に自らビジネスとして展開していくような方が現れるかどうか結構肝になるんですね。提案で書いていますエリマネ団体というのは、あくまでエリマネ的、公益的な側面が強いと思いますので、ビジネスとして不動産を進めていくような方々が、このエリアには沢山いらっしゃいますけれども、そういった方の中で、空き家をリノベーションや除却して住宅開発につなげていくようなアクションをしてくれるような方をどう呼び込むかということ、施策の中で位置付けられたらと思っております。

【委員】

空き家のことですが、門真市でも空き家が結構ありまして、対策を考えながら進めているところです。すでに事例として何点か紹介していただいたとは思いますが、他市でも色々と事業をやられていると思うので、事例を踏まえてお聞かせ願えればと思います。

【K社】

ご説明させていただきます。これは大阪府の他市さんの事例なんですけれども、空き家マッチング支援事業というものを、平成28年度から行ってございまして、これは、住宅流通自体が非常に活発な自治体なので、いわゆる空き家のマッチングを支援する必要というのはないんですけども、住宅を住宅以外で使うケース、世帯数はこれから減少していきますので、なるべくその空き家を使い倒そう、というようなことで、住宅以外に使ってもいいという空き家所有者の方、一方でいわゆる地域利用なんかをしたい等の、利活用希望者の方々をそれぞれ登録して、マッチングさせる事業です。その事業の事務局を実は私が2年半担当させていただいたんですけども、それぞれのお互いの相談を受けて、お互いほぼお見合いのような形でそれをセットして、事業をそれからある意味成立させるところ、そこまでをある

程度支援していくというような組み立てでした。実際にはなかなか成約件数を伸ばすとしてもそんなに多くは上がらないのですけれども、それくらい多くの積み重ねをすることで、例えばこのエリアを絞ってそういった施策を行うことは、広がりを見せやすいのかなという風には実感しております。

【委員】

この地域は全体的に道路が狭いところだという点があるんですけども、単純にリノベーションだけだと、その道路が広がらないという問題になってくるんですけども、そのあたりのお考えがあればお聞かせください。

【K社】

そのあたりはたぶん実態調査の中で担保していくところかなと思います。公道を広げていくような整備についてはリノベーションを誘導しない、それと関連のないところではリノベーションでもいいだろうとか、そのあたりの棲み分けをまずしていく必要が、この業務における入り口のところでは必要かなと思っています。道路を広げていくところは、公共的な土地になっていくのか、除却を進めていくのかとか、そのあたりはエリアのポテンシャルなどを見ながら選別して行って実際道路を広げるとなると結構ハードな事業になりますので必要なところに集中的に事業を投資していくようなそういうようなところをやれたらと思っています。

【委員】

提案書の中で本業務の対象地区は「まちとしては商店街や区画整理エリアの良質な街並み・公園等、ヒューマンスケールでウォーカブル、多様性に富んだ魅力を備えている」という形で書いていただいているんですけども、今後この「ウォーカブルなまち」を進めていくことについて、具体的な内容があれば教えていただきたいなと思います。

【K社】

もしかしたら個人の思いが強いのかもしれないんですけども、こういったまちに魅力を感じている部分もあるのですが、ウォーカブルというのはやっぱり、グランドレベルといいますけれども、人の目線レベルの中に、色々な行為や人の活動が生まれていくというところが一番重要であると思います。こういう密集市街地の再生をしていく中で、よりポテンシャルがあると思うのが、住宅利用以外の店舗であるとか、こういったことがよくあるんですけども、住宅の中で、小さなビジネスを始めるとか、あるいは家の中でいうとガレージで皆で飲み会をやったりする事例もあるんですけども、そういう小さな活動がまち中に広がっていくというのが、実は日本のまちの一つの大きな魅力だという風にとらえている専門家もいます。ウォーカブルというのは、どうしてもパブリックスペースというイメージで国がやっている事業が多いですが、一つ一つの建物の中で面的にまちなみを作り上げていくような考え方でいくと、このまちは非常にウォーカブルでこの事業自体で、そういった場所を作りこんでいく可能性が非常にあるのではないかなと、そのように思っております。

【委員】

お伺いしたいんですけども、5番目の新たな密集市街地再生の方針があって、公共投資の大から小ということで羅列いただいている、この一番投資が少ないというのが除却と隣地買取という形で位置づけしていただいているんですけども、隣地買取のしくみというのに何かイメージがあれば教えていただければと思います。

【K社】

そうですね。結構今色々な自治体さんが隣地買取は展開されていて、隣の地主さんから土地を買う行為に対して補助金を出すパターンもありますし、マッチングを図っていくような、公共的なランドバンクが間に入って土地の仲介をする、そこをエリマネ団体がやるというパターンもあるかもしれません。やはり隣地の買い増しとなると不動産屋さんからすると、一番可能性が高いものですので、そこを意識してあげるといのは実はインセンティブが少なくても、施策等から選ばれやすい事業になってくるのではないかと、除却もそうなんですけれども、これらが公共投資が少なくて効果が得られるものになるかと思っています。

【委員長】

私から一点、今回協力パートナーさんにつなげるイメージで提案書にも書かれているんですけども、協力パートナーさんの事業化支援ということで、具体的にどういう支援なのかお聞かせ願えたらと思います。

【K社】

協力パートナーの方が、こういう不動産企画とか、実際のリノベーションの設計とか、いわゆるリノベーションスクールの講師をされているような方であります。なので、実際に空き家のオーナーさんとか地主さんとかとお話するときに、あそこではこういう風なことをやっていますよ、とか、こういう風な考え方をすると、投資を抑えながら事業化できますよとか、私たちでは少し難しいような具体的なスキームとアイデアをお示しするというところに期待をしています。

【委員長】

ありがとうございました。

【委員長】

時間ですので、質疑応答を終了致します。

(K社 退室)

【事務局】

応募者の皆様におかれましては貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。それでは

退室のご準備をお願いします。

<D社 プレゼンテーション及び質疑応答>

【委員長】

それでは、「プレゼンテーション及び質疑応答」を開始したいと思います。

【事務局】

まず、D社に入室していただき、準備をしていただきます。しばらくお待ちください。

(D社 入室及び準備)

【事務局】

準備が整ったようですので、「プレゼンテーション審査」を始めます。

プレゼンテーションの時間は15分間で、終了2分前にベルを1回、時間終了時に2回を鳴らします。速やかにプレゼンテーションを終了してください。

説明等の途中であっても、所定の時間が経過した時点で終了となり、質疑応答に移行します。

また、プレゼンテーションの終了後、10分間の質疑応答に移りますが、プレゼンテーションと同様に、終了2分前にベルを1回、時間終了時に2回鳴らします。

10分が経過した時点または質問回答のやり取りが終了した時点で終了となります。

それでは「プレゼンテーション」を始めてください。

(D社 プレゼンテーション)

【委員長】

「プレゼンテーション」については終了しました。

続きまして、「質疑応答」に移らせていただきます。時間は10分間です。

委員の皆様におかれましては質問内容、応募者におかれましては回答について、簡潔に、述べていただきますよう、よろしくお願いいたします。

(D社 質疑応答)

【委員】

ご提案ありがとうございます。私の方から一点お伺いしたいんですけども、今回の業務の趣旨であります、「新たな密集市街地再生のあり方の検討」を行う事が今回の事業の目的となっております。そこで改めてお聞きしたいんですけども、この提案で「新たな」というところについて再度教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【D社】

まずこれまでの密集整備はですね、かなり面的に広いエリアを対象にしていたと思われま。当然消防活動困難区域とか、不燃化等に対する重点的な項目として例えば面整備みたいなものが典型的で、あと道路の拡幅整備ですね、あとは広場整備が重点的だったと思うんですが、昨今はそのスピードを上げるためには、ということで、先ほど申しました焼失率等の改善ですね、そちらの方が優先的にはなっています。ただ、それ自体はやはり指標として優先されるものですので、それと合わせて、面整備に関しても可能な範囲に区切って進めるようにとか、地権者の意向を事前に把握した中で、そういったところを対象としていくということ、あるいは建物の、本来密集地域であれば、できるだけクリアランスしたいというのは山々なんですけどそうはいきませんので、先ほど言った通り空き家の活用とか地域の活性化みたいなものも併せて柔軟な対応は一定していく方が地域としての継続性もあると思いますので、当然面的整備手法が若干理想的な部分はあると思うのですが、必ずしもそこにこだわる必要はないのかなという風には思っております。

【委員】

空き家の利活用に関して、事例も紹介していただいたと思うんですけども、他市でもされていると思うので、そのあたりで結果が賑わいの創出につながったという事例でその時に工夫した点も踏まえて教えていただけたらと思います。

【D社】

今のご質問ですけれども、空き家の活用、なかなか建物が古いというところでそのまま活用できている事例があまり多くないというのが実態なんですけれども、空地にしてしまっからの活用というのはたぶんご存じだと思いますけれどもコミュニティ農園みたいな形で活用されていたりですね、そのあたりは大阪府内でもかなり実績が増えてきているところかと思えます。このあたりで小さな宅地でもそういうことが可能だと思いますので、可能性はあるのかなと思っております。他、最近検討が進められている例としましては、空き家を一時的な仮住まいとして、道路整備等をおこなって移転が必要な方の一時的な仮住まいであるとか、そのあたりで活用できないかというような検討がされています。そのあたりは道路整備に合わせて、事業を行っていくうえでも十分検討は可能なのかなという風に考えております。以上です。

【委員】

密集市街地再生の事業手法（例）のところの、視点：道路整備の円滑化、で一番下に空き家対策との連携のところを書いてあるんですけども「特定空き家等の認定を活用し」と具体的に書いてあるのが手法としてどういうやり方を想定されているのかお聞かせ願いたいと思います。

【D社】

先ほどの話と若干リンクするところがあるんですけども、空き家施策で進められている特定空き家に認定をして、そちら側で除却までしていただいて、その空き家を除却したものを、土地を活用して代替地にするであるとか、一時的な、先ほどの農地のように活用するとか、これまでは密集事業は密集

事業の中だけで動いているものを空き家施策側の補助も使いながらリンクさせていこうというようなところで書かせていただいております。

【委員】

私の方からもう一点お伺いします。提案書の中の密集市街地再生に向けた具体的な取り組みの中のハ、のところなんですけれども、その中で「ウォークブルなまちづくりなどを密集市街地再生のテーマとして位置づけ」と書かれているんですけれども「ウォークブルなまちづくり」の具体的な内容があれば教えていただきたいと思っております。

【D社】

こちらのほうは必ずしも密集市街地そのもののテーマではないんですけれども、コンパクトシティという流れの中で駅からの徒歩圏で歩いて暮らせるまちをつくりましょうということで、都市圏もそうですし、地方圏でもそういった取り組みをされています。今回大阪府や門真市はもともとまち全体がコンパクトなのでわかりやすくいうと自転車やあるいは徒歩で十分生活圏が成り立っていますのでそういったものを活かしていくことがベースになって、下地はあるのかなと思っております。例えば宅地なども狭小ですので横に駐車場があれば普通の戸建てであれば手狭になるという話もあるのかもしれませんがそういったことも、市の敷地に駐車場があれば、地域の共同駐車場とか、そういったことをしていくとまちとしては活かしやすいが気運が生まれるのかなと思っております。

【委員】

事業手法の中で、空き家・空き地の活用のところの新しい空き家活用モデルの推進と書いていただいているんですけれども、こちらの中で、学生寮などのへのリニューアルが例示のひとつにあると思うんですけれども、実際に門真市が近くに大学もないものですから、どれぐらいの圏域の中でこういう促し等をされているのか、あるいは今後どう働きかけしていくのかというイメージを持ってらっしゃったらお伺いしたいんです。

【D社】

確かに門真市さんは市内に大学がないので、そのあたり若干先走って書いているかもしれないんですけれども、事例としては東京の方で大学が都心に移転してくるにあたって、やはり学生さんの住むところがないということで、初めからそのような形で空き家を買って上げてしまって、リニューアルして、寮のような形で、シェアハウス等そういう形で提供していこうという事例がありまして、その辺りをイメージしながら書かせていただいております。大阪府でも市内で若干学生さんが大学の先生と連携して空き家をリノベーションしたりして活用、社会実験等をして活動されている例もありますので、そのあたりで、少し新しい気運をこのまちで作っていくことによって、一番の課題である高齢化で人が沈滞化しているところになにか新しい風穴をあけられないかというところで書かせていただいております。

【委員長】

時間ですので、質疑応答を終了致します。

(D社 退室)

【事務局】

応募者の皆様におかれましては貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。それでは退室のご準備をお願いします。

【事務局】

委員の皆様におかれましては、ご質問いただき、ありがとうございました。

【委員長】

それでは、「プレゼンテーション及び質疑応答」の結果を受けまして、意見交換を行います。

【委員】

先ほどのD社さんのところの特定空き家の認定の関係の説明の中にちょっと不足しているかなと思ったのは、認定のあり方ですね。道路が先にあって認定をしていくのか、認定があるから道路拡幅の可能性あるのかとかそういうところに考えが及んでいないのではないかなと思ったのと、もう一点は地権者関係の調査ですね。それぞれにかなり手法の違いがあったので、そこは明確にでているなど。あと実現性やスケジュール、手間がかかる方がスケジュール的にしんどくないかどうか、というのは少し気になるところでした。

【委員】

二社の提案を今回お聞きした中で、僕も2社ともにご質問させていただいたんですけど、今回の業務の目的というところで、やっぱり「新たな」というところに関しては、D社さんはちょっと何もなかったのかなという印象があって、K社さんの方はそれなりに色んな再生の方針例等を掲げていただいているところなので、そこが気になっています。D社さんは今回のこの事業目的をどう考えているのかなという風に思っています。

【委員長】

さっきの委員の質問の内容の一つに関連して、権利者の意向調査で、かたやK社さんは10名程度という設定をされているところなんですけれども、かたやD社さんは意欲があれば、活用意欲のある地権者は全部いこうというような考え方なんですかね、これは。これはどちらがいいのでしょうか。10名程度という想定があって、それを超えていく分、例えば倍になった場合の対応等はK社の方は業務の進捗が伸びるのか、それともD社さんのように人工を1人工増員して、スケジュール通りに終わらせるようにするのかというところですが、どちらのほうが大事なんでしょう

【事務局】

委員長。事務局からその点補足させていただいてよろしいでしょうか。

【委員長】

はい。どうぞ。

【事務局】

仕様書のほうで、意向調査・ヒアリングにつきましては、10名程度という形で記載しておりますので、基本的には10名という形でございます。

【委員長】

最初から書いているんですね。わかりました。

【委員】

K社さんの方が駅前の再開発等ですね、事業との観点も踏まえて広域的な観点からいろいろと考えてくれているのかな、ということ、具体性があるということ、D社さんはこういうことも書いてはいるんですけどもちょっと具体性が見えないのかな、というところが意見としてございました。

【委員】

最後にすいません。K社さんは権利関係調査をかなり深くやろうとしているので、もし選定されたとしたら、相続調査まではしっかり書いているので、一定これで選定されたとしたら、そこはできるようにこちら側が発注者側としてしっかりと求めていく必要があるので、そのあたり選定された場合は注意しなければならないかな、と思いました。

【委員長】

それでは、ご意見等も出揃ったと思いますので、採点を記入し、事務局への提出をお願いします。

【事務局】

採点表に記入されましたら、左上の署名欄にご署名いただいた上で、挙手をお願いします。事務局が回収いたします。事務局にて、別室で集計作業を行いますので、集計が終わるまでの間、しばらくお待ちください。

(各委員による採点)

(事務局による採点集計)

<最終審査結果報告>

【委員長】

審査結果が出たようですので、結果を事務局より説明してください。

【事務局】

それでは、委員の皆様にご審査いただきました審査結果についてご説明させていただきます。お手元の審査結果をご確認ください。

K社（株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店）は、393点、D社（株式会社都市・計画・設計研究所大阪事務所）は、321点となりました。

以上で、集計結果の報告を終わります。

【委員長】

この審査結果を見る限り、K社（株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店）の得点が高いようですのでK社（株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店）を委託候補者としてと思いますが、異議はありませんか。

【各委員】

（異議なしとの声）

【委員長】

それでは、「今後のスケジュール」について、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

「今後のスケジュール」ですが、事業者選定結果につきましては10月12日（火）までにプロポーザル参加事業者へ書面にて通知いたします。また、市ホームページで公表いたします。その後、速やかに契約締結の手続きに入り、業務を開始します。

説明は、以上でございます。

【委員長】

ただいま事務局より説明のあった「今後のスケジュール」に関しまして、委員の皆さん、何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

【各委員】

（意見質問なし）

【委員長】

それでは、全ての議題についての討議は終わりましたので、進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、これもちまして、第2回「門真市古川橋駅北地区事業推進調査業務委託候補者選定委員会」を終了させていただきます。委員の皆様にはご討議をいただき、誠にありがとうございました。

(終了)